政　令

平成二十二年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

政令第二百四十二号

平成二十二年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令

内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十二年度予算に係る財政法第十七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類のうち平成二十一年九月二十九日の閣議決定「平成二十二年度予算編成の方針について」に基づいて作製される部分の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、平成二十一年十月十五日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　藤井　裕久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　直人

告　示

○金融庁告示第五十号

クレディ・アグリコル・エス・エイが、クレディ・アグリコル生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりクレディ・アグリコル・エス・エイの同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省告示第四百六十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十一年十月二十五日に行われる参議院選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十一年十月二日

総務大臣　原口　一博

在インドネシア日本国大使、在パキスタン日本国大使、在フィリピン日本国大使、在ブータン日本国大使、在モルディブ日本国大使、在アンティグア・バーブーダ日本国大使、在ガイアナ日本国大使、在グレナダ日本国大使、在スリナム日本国大使、在セントクリストファー・ネーヴィス日本国大使、在セントビンセント日本国大使、在セントルシア日本国大使、在ドミニカ日本国大使、在ハイチ日本国大使、在バハマ日本国大使、在バルバドス日本国大使、在ベリーズ日本国大使、在ペルー日本国大使、在アルバニア日本国大使、在アルメニア日本国大使、在アンドラ日本国大使、在英国日本国大使、在キプロス日本国大使、在コソボ日本国大使、在サンマリノ日本国大使、在タジキスタン日本国大使、在バチカン日本国大使、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使、在マルタ日本国大使、在モナコ日本国大使、在モルドバ日本国大使、在モンテネグロ日本国大使、在リヒテンシュタイン日本国大使、在キリバス日本国大使、在サモア日本国大使、在ツバル日本国大使、在ナウル日本国大使、在パプアニューギニア日本国大使、在マーシャル日本国大使、在アフガニスタン日本国大使、在イラク日本国大使、在エリトリア日本国大使、在カーボヴェルデ日本国大使、在ガンビア日本国大使、在ギニア日本国大使、在ギニアビサウ日本国大使、在コモロ日本国大使、在コンゴ共和国日本国大使、在コンゴ民主共和国日本国大使、在サントメ・プリンシペ日本国大使、在シエラレオネ日本国大使、在ジブチ日本国大使、在スワジランド日本国大使、在セーシェル日本国大使、在赤道ギニア日本国大使、在ソマリア日本国大使、在チャド日本国大使、在中央アフリカ日本国大使、在トーゴ日本国大使、在ナミビア日本国大使、在ニジェール日本国大使、在ブルンジ日本国大使、在ベナン日本国大使、在モーリシャス日本国大使、在モーリタニア日本国大使、在リベリア日本国大使、在ルワンダ日本国大使、在レソト日本国大使、在済州日本国総領事、在カラチ日本国総領事、在ポートモレスビー日本国総領事、国際連合日本政府代表部大使、国際民間航空機関日本政府代表部大使、在ウィーン国際機関日本政府代表部大使、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使、軍縮会議日本政府代表部大使、経済協力開発機構日本政府代表部大使、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部大使及び欧州連合日本政府代表部大使

○総務省告示第四百六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号ロの規定に基づき、平成二十一年十月二十五日に行われる参議院選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行うことができる期日を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣　原口　一博

公職選挙法第四十九条の二第一項第一号ロに規定する総務大臣が外務大臣と協議して指定する日は、次表の在外公館の長の欄に掲げる在外公館の長の区分に応じ、同表の期日の欄に掲げる日とする。

在外公館の長	期日
在上海日本国総領事	選挙の期日の告示の日後二日に当たる日及びその翌日
在サンフランシスコ日本国総領事	
在ニューヨーク日本国総領事	
在ロサンゼルス日本国総領事	
在サンパウロ日本国総領事	
在インド日本国大使	
在コルカタ日本国総領事	
在チェンナイ日本国総領事	
在ムンバイ日本国総領事	
在ジャカルタ日本国総領事	
在スラバヤ日本国総領事	
在デンパサール日本国総領事	
在メダン日本国総領事	
在カンボジア日本国大使	
在シンガポール日本国大使	
在スリランカ日本国大使	
在タイ日本国大使	
在チェンマイ日本国総領事	
在大韓民国日本国大使	
在釜山日本国総領事	
在中華人民共和国日本国大使	
在広州日本国総領事	
在重慶日本国総領事	